

1 県営住宅の概要（公営住宅法・神奈川県県営住宅条例）

(1) 目的

「健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること」

(2) 公営住宅対象世帯

①「住宅に困窮する世帯」及び
②「最低居住水準を満たす住宅の確保が困難な所得の世帯」

収入に応じた適正な家賃の
住宅を整備・提供

①住宅に困窮する世帯

住宅困窮理由については、各事業主体が入居選考基準のひとつとして法令で定める基準に従い、条例で定めることとされている。

- ※公営住宅法施行令第7条
- a 住宅以外の建物等に居住している者
 - b 住宅がないために、親族との同居ができない者。
 - c 住宅の規模・設備・間取りと世帯構成との関係から衛生上等不適当な居住状態にある者
 - d 正当な理由による立ち退き要求を受けている。
 - e 遠距離通勤や収入に比して著しく過大な家賃の支払い余儀なくされている者
 - g 前号のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者

②最低居住水準を満たす住宅の確保が困難な所得の世帯

■ 収入基準

収入基準は「原則階層で158千円以下（裁量階層で214千円以下）」各世帯における扶養親族などの控除を算定した平均月収が、収入基準以下の世帯が対象。（収入基準の目安は右表を参照）

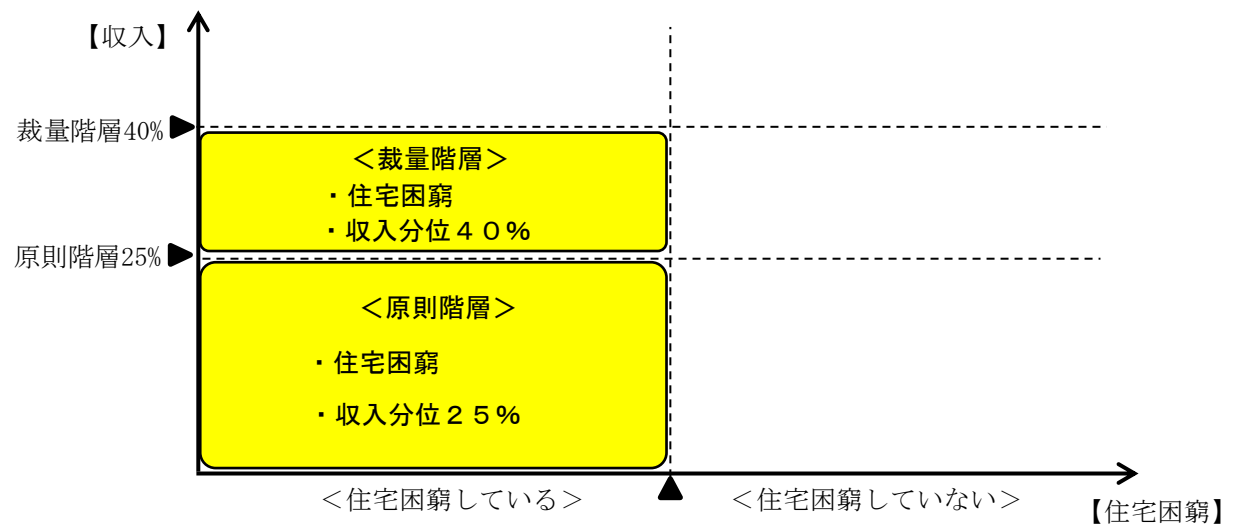
収入分位：原則階層25%以下
（裁量階層40%以下）

（単位：千円）

	原則階層	裁量階層
単身者	2,968	3,888
2人世帯	3,512	4,364
3人世帯	3,956	4,836
4人世帯	4,472	5,312
5人世帯	4,948	5,788
6人世帯	5,424	6,264

※裁量階層対象世帯：高齢者世帯、子育て世帯、障がい者世帯など

■公営住宅対象世帯のイメージ



2 指定管理制度の概要（地方自治法）

(1) 指定管理者制度の趣旨

指定管理者制度は、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的」（平成15年7月17日総務省自治行政局長通知）に、平成15年の地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）により、従来の管理委託制度に代えて導入された。県は、直営による運営に比べて効果的と判断される施設に、順次、指定管理者制度を導入している。

公の施設の指定管理者制度について

①条例の制定（地方自治法第244条の2第3項・第4項）

公の施設の目的を効果的に達成するため必要がある場合は、条例の定めるところにより、法人その他の団体を指定管理者とし、公の施設の管理を行わせることができる。公の施設において指定管理者制度を導入することとした場合に条例で定めるべき事項

- ・指定の手続（申請、選定、事業計画の提出等）
- ・管理の基準（休館日、開館時間、使用制限の要件）
- ・業務の具体的範囲（施設・設備の維持管理、使用許可）

②指定の方法（第244条の2第5項・第6項）

①の条例に従い、指定の期間等を定め、議会の議決を経て、指定管理者を指定。

③事業報告書の提出（第244条の2第7項）

指定管理者に指定された団体は、毎年度終了後、事業報告書を提出。これにより、管理業務の実施状況や利用状況、管理経費等の収支状況等、管理の実態を把握。

④利用料金制（第244条の2第8項・第9項）

公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として収受することができる。

⑤地方公共団体の長による指示、指定の取消し、業務の停止命令（第244条の2第10項・第11項）

地方公共団体の長は、指定管理者に対し必要な指示を行うことができる。指定管理者が指示に従わない場合等指定の継続が不適当な場合には、指定を取消し、又は管理業務の全部又は一部の停止を命令することができる。

(2) 公の施設の管理に関する県の基本的な考え方

指定管理者制度の導入は、民間活力の積極的な活用を図る手法の一つとして位置付けている。制度を導入した施設については、サービス水準の維持・向上を図るため、県は管理運営状況のモニタリングを通じて、指定管理者に対して必要な指導を行うとともに、指定管理者と適切なパートナーシップを形成し、きめ細やかな情報共有にも努めるなど、連携して施設の管理運営にあたる。指定管理者制度を新規導入する場合、あるいは引き続き指定管理者制度による管理運営を継続する場合は、競争原理を活かす観点から公募を原則とし、選定手続における公平性・透明性を確保する。

(3) モニタリング

